

市有施設の利用基準

市有施設については、新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針にある「催物（イベント等）の開催に関する協力依頼」を参考に、次の点に留意して利用することができる。

(1) 屋外施設の利用可能な場合

① 制限される活動

- ・人が接触するような活動（物を通した感染にも注意）
- ・大声を出すような活動（徹底した感染対策がとれている場合は除く）
- ・飲食（飲食用に感染防止策を行ったエリア以外及び水分補給を除く）
※ロッカー、シャワー等屋内共用施設については、使用に際し、十分に注意する。

② 対策

- ・密集を回避すること
- ・人と人との距離を取った行動をすること

(2) 屋内施設の利用可能な場合

① 制限される活動内容

- ・人が接触するような活動（物を通した感染にも注意）
- ・大声を出すような活動（徹底した感染対策がとれている場合は除く）
- ・個室で密閉した状況となる活動
- ・長時間にわたる活動
- ・飲食（飲食用に感染防止策を行ったエリア以外及び水分補給を除く）

② 対策

- ・定員を設ける
- ・人と人との距離の確保の配慮（席の配置、立ち位置のシール、区画分離のシールド設置など）
- ・予約制にする

●利用可能とする場合においても、感染拡大防止の注意喚起を図ること。

- ・屋外放送、屋内放送、立て看板、掲示板、チラシ配布

●施設管理者は、感染予防に努め、入口等に手指消毒液を設置し、屋内施設の場合は頻繁に換気を行うこと。

●利用者には、感染予防策として、利用前の体温チェック、健康チェック、利用時のマスクの着用、手洗い及びうがいの励行、手指消毒を求める。

●利用者名簿など記録を取り、利用者の把握に努める。

※感染予防対策を講じることができない施設は開放等しない。